

資料提供

提供年月日：平成28年(2016年)3月31日
 部局名：健康医療福祉部
 所属名：薬務感染症対策課
 担当名：薬事指導係
 担当者名：中村、伊藤
 電話：077-528-3634
 E-mail：yakumu@pref.shiga.lg.jp

指定薬物等を含有する危険ドラッグの発見について

県では、健康被害を未然に防止するために、指定薬物^{*1}を含有することが疑われる危険ドラッグを店頭やインターネットサイトから買上げて、検査を行っています。

平成28年2月23日にインターネットサイトで買上げた製品について検査を行っていたところ、下記の5製品から、指定薬物である「5-MAPDB^{*2}」、医薬品成分である「1,4-BD^{*3}」および「GBL^{*4}」が検出されました。

健康被害が発生するおそれがありますので、当該製品をお持ちの方は絶対に使用しないようにし、直ちに薬務感染症対策課まで申し出てください。

1 指定薬物が検出された製品

No.	製品名	性状	検出された成分
1	Kronic	液体	GBL
2	VIP	粉末	5-MAPDB
3	Fruity Loop	液体	5-MAPDB 1,4-BD GBL
4	Insane Joker	液体	5-MAPDB GBL
5	Liquid X	液体	1,4-BD GBL

2 県の対応

- (1) 買上店舗については、県外の販売業者であることから所管する自治体に対し情報提供を行いました。
- (2) 県ホームページに製品名等を掲載し、県民に使用しないよう呼びかけています。
 なお、現在、県内では危険ドラッグを販売する店舗は確認しておりません。

県民の皆様へ（お願い）

指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器法」という。）の規定により、製造、輸入、販売、授与、所持、使用等が禁止されています。

また、医薬品成分を含有し、経口摂取するものは医薬品と見なされ、承認および許可を受けずに製造販売することは、医薬品医療機器法で禁止されています。

これら製品をお持ちの方は、絶対に使用せず、直ちに薬務感染症対策課まで申し出てください。

健康被害が疑われる場合には、速やかに医療機関を受診してください。

※1 指定薬物

医薬品医療機器法第2条第15項の規定により、精神毒性を有する蓋然性が高く、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物として厚生労働大臣が指定し、製造、輸入、販売、授与、所持、使用等が禁止されています。

(平成28年3月19日現在：2, 340物質)

※2 5-MAPDB (平成27年11月27日知事指定薬物規制開始)

(平成27年12月5日指定薬物規制開始)

[通称名]：5-MAPDB

[化学名]：1-(2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類
フェネチルアミン系化合物の一種で、覚醒剤と類似の作用を有する可能性がある。

※3 1,4-BD (1,4-ブタンジオール)

国内では、1,4-BDを配合した医薬品は承認されていない。

摂取すると、嘔吐、意識障害、こん睡などの症状が出ることもある。

※4 GBL (γ-ブチロラクトン)

国内では、GBLを配合した医薬品は承認されていない。

摂取すると、嘔吐、意識障害、こん睡などの症状が出ることもある。

(参考) 製品画像

1 Kronic



2 VIP



3 Fruity Loop



4 Insane Joker



5 Liquid X



※製品の写真が必要な場合は、データでお渡しします。